平成31年度保険料率に係る参考資料

1. 都道府県保険料率関係

平成31年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて 算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。
 - · 都道府県支部別 · 年齢階級別加入者数
 - 都道府県支部別医療給付費
 - 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
 - 都道府県支部別総報酬額
 - 注 ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成29年度の 実績データを集計したものに、全国計における平成31年度の見込み値の平成29年度の実績値との比率を 乗じて算出。
 - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成29年度の実績データを集計したものから、東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び波及増分に係る額)を控除したうえで、全国計における平成31年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費、療養担当手当に係る額及び水俣病患者に係る医療費等)を控除している。
- 〇 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第 160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「平成29年度の都道府県支部 別の収支差」も必要となる。

〇 都道府県支部別・年齢階級別加入者数(平成31年度見込み)

(百人)

	-									I					1	(白人)
	合計	0~4	5 ~ 9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45 ~ 49	50 ~ 54	55 ~ 59	60~64	65 ~ 69	70~
全 国	410,660	20,424	22,254	22,750	24,537	26,937	27,796	31,354	34,658	40,518	38,394	32,173	30,405	28,696	20,841	8,923
1 北 海 道	19,077	838	923	983	1,083	1,146	1,159	1,339	1,550	1,862	1,792	1,599	1,581	1,578	1,203	440
2 青 森 3 岩 手	4,731	208	234	261	307	289	267	336	387	447	431	407	426	379	247	105
3 岩 手	4,440	201	229	248	279	268	263	316	361	409	383	360	392	379	251	102
4 宮 城 5 秋 田	7,869	378	413	421	459	491	520	621	697	749	665	583	622	629	449	172
5 秋田	3,542	146	173	187	207	193	188	250	292	322	296	292	341	337	224	95
6 山 形 7 福 島	4,252	200	226	242	266	257	260	314	357	381	351	332	382	358	231	97
7 福島	7,163	349	372	403	456	480	477	540	590	651	584	552	605	576	381	148
8 茨 城	7,312	353	391	413	451	484	479	560	626	723	690	566	542	525	352	157
8 茨 城 9 栃 木 10 群 馬	5,570	267	303	319	332	349	367	432	487	562	510	415	410	406	284	127
8 茨 城 9 栃 馬 10 群 玉 葉 11 埼 東 13 東	6,532	311	357	383	411	427	415	474	541	656	627	505	465	462	338	161
11 埼玉	13,884	643	734	789	845	902	884	986	1,143	1,438	1,462	1,154	977	914	682	332
12 千 葉 13 東 京	9,850	465	515	536	577	630	638	722	815	991	998	789	693	683	534	262
	48,582	2,284	2,283	2,210	2,341	3,286	3,944	4,243	4,476	4,924	4,690	3,876	3,351	3,209	2,434	1,032
14 神 奈 川	16,345	763	843	874	933	1,009	1,063	1,201	1,388	1,696	1,720	1,390	1,158	1,067	845	395
15 新潟 16 富山 17 石川 18 福井	8,745	421	470	492	550	552	535	630	720	839	778	698	708	688	465	199
16 富山	4,397	204	235	259	279	276	261	300	356	462	427	346	326	320	241	104
17 石 川	4,737	237	263	276	301	309	305	342	383	485	443	360	347	331	247	107
18 福井	3,118	153	176	183	201	207	197	224	245	298	273	241	246	227 199	172	74
19 山 梨 20 長 野	2,678	131	143	154	170	179	168	188	210	253	252	222 546	205		137	68
20 長野	6,896 7,993	339 392	383 458	407 489	442 532	442 533	426 497	484 557	557 637	681 786	647 772	644	525 596	505 535	349 390	162 174
21 岐阜 22 静岡	10,757	513	589	614	659	686	688	785	884	1,061	1,024	863	809	755	568	258
23 愛知	25,958	1,313	1,450	1,469	1,596	1,876	1,889	2,023	2,193	2,637	2,557	2,038	1,766	1,544	1,096	510
24 三 重	5,396	261	298	307	339	377	362	402	437	522	511	436	415	359	255	115
25 滋賀	3,715	196	217	221	232	246	249	282	312	370	337	277	266	250	181	78
19 山長 型野阜岡知重賀都阪庫良 22 28 29 29 29	9,357	473	509	514	551	633	669	721	797	951	899	731	638	579	473	219
27 大阪	35,429	1,828	1,944	1,964	2,135	2,459	2,614	2,779	3,026	3,628	3,509	2,774	2,334	2,064	1,620	751
28 兵庫	15,786	795	875	890	971	1,047	1,059	1,192	1,302	1,586	1,516	1,250	1.148	1,052	772	331
29 奈良	3,381	171	192	201	210	222	220	250	280	333	319	261	240	224	176	81
30 和 歌 山	3,144	150	172	184	213	205	195	222	245	308	315	271	245	206	147	68
	2,177	113	121	127	134	135	136	165	183	203	180	163	178	178	116	44
32 島 根	2,679	139	152	157	169	164	157	190	215	251	221	196	221	223	161	64
33 岡山	7,637	400	434	448	481	528	529	595	631	758	693	557	542	504	373	166
34 広島	11,463	585	655	656	699	766	769	848	941	1,159	1,082	864	833	800	568	237
35 山口	4,611	217	252	262	288	284	264	325	371	452	425	351	363	373	277	106
36 徳島	2,852	145	155	155	169	181	190	225	249	277	245	214	213	212	156	66
37 香 川	4,115	211	233	241	258	263	264	304	347	415	371	299	300	296	221	93
38 愛媛	5,614	290	323	325	351	363	370	430	473	551	500	426	438	396	271	107
39 高 知	2,717	134	146	156	172	167	158	193	227	279	249	210	213	200	146	66
40 福 岡	20,027	1,121	1,174	1,134	1,180	1,310	1,373	1,600	1,754	1,947	1,743	1,437	1,440	1,391	1,025	397
41 佐賀	3,165	173	191	191	207	205	199	236	255	275	249	232	253	252	179	69
42 長崎	4,899	261	283	284	313	306	297	355	388	432	410	388	432	397	258	94
43 熊 本 44 大 分 45 宮 崎	6,702	375	400	388	403	423	449	533	567	599	537	507	548	528	321	124
44 大 分 45 宮 崎	4,515	228	258	263	284	286	273	328	369	426	387	339	361	355	255	103
45 宮 崎	4,263	245	268	263	274	262	255	317	356	391	342	310	348	341	214	76
46 鹿 児 島	6,525	388	411	397	405	404	424	509	546	556	500	488	550	532	314	102
47 沖 縄	6,063	414	426	407	421	430	433	486	491	536	482	417	416	377	242	85

[・]各支部の年齢階級別加入者数の平成29年度実績に、全国計の加入者数の平成31年度見込みとの比率を乗じて算出。

[・]数値は、年度の平均値。

〇 都道府県支部別医療給付費(平成31年度見込み)

(百万円)

4 JV 1/2 1/3	050 440	OF 24 2P	40.400
1 北 海 道	259,449	25 滋賀	43,492
2 青森	58,124	26 京都	113,352
2 青森 3 岩手	53,898	27 大 阪	438,535
4 宮 城	98,900	27 大 阪 28 兵 庫	195,681
5 秋 田	47,897	29	41,721
6 山 形 7 福 島	53,452	30 和 歌 山	38,997
7 福島	83,712	31 鳥 取	26,877
8 茨 城	85,221	32 島 根	34,803
9 栃木	66,668	33 岡山	96,301
10 群 馬	77,418	34 広島	139,600
11 埼 玉	161,018	35 山口	60,498
11 埼玉 12 千葉 13 東京	117,237	35 山 口 36 徳 島 37 香 川	37,335
13 東京	568,455	37 香 川	53,955
14 神 奈 川	195,976	38 愛媛	68,751
15 新潟	99,791	38 愛 媛 39 高 知	35,256
16 富山	50,798	40 福 岡	256,168
17 石 川	57,974	41 佐 賀	44,903
18 福井	37,879	42 長 崎	64,029
19 山 梨	32,717	43 熊 本	83,645
20 長 野	78,751	44 大 分	58,815
19 山 梨 20 長 野 21 岐 阜	94,416	45 宮 崎	52,275
22 静 岡	124,549	46 鹿 児 島	81,971
23 愛知	296,742	47 沖 縄	69,546
24 三 重	63,338	全国計	5,000,881

[・]各支部の医療給付費の平成29年度実績から東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成31年度見込みとの比率を乗じて算出。

[・]医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

〇 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費(平成31年度見込み)

(円)

	(11)
計	121,777
0~ 4 歳	178,601
5 ∼ 9	87,593
10~14	68,902
15~19	54,618
20~24	51,547
25~29	63,842
30~34	73,286
35~39	79,701
40~44	88,470
45 ~ 49	107,143
50 ~ 54	137,739
55 ~ 59	173,470
60~64	218,094
65~69	281,564
70~74	420,281

[・]平成29年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び熊本地震 に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり 医療給付費の平成31年度見込みとの比率を乗じて算出。

[・]医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

〇 都道府県支部別総報酬額(平成31年度見込み)

(百万円)

1 北 海 道	4,207,239	25 滋賀	852,042
2 青 森 3 岩 手	947,834	26 京都	2,233,093
3 岩 手	936,041	27 大阪	8,588,813
4 宮 城	1,756,830	28 兵庫 29 奈良	3,713,900
5 秋 田	711,193		737,446
6 山形	915,113	30 和 歌 山	672,202
7 福島	1,626,193	31 鳥 取	451,588
8 茨 城	1,746,226	32 島 根	564,344
9 栃木	1,304,847	33 岡山	1,737,041
10 群 馬 11 埼 玉	1,516,420	33 岡山 34 広島	2,643,341
11 埼玉	3,389,525	35 山口	1,057,357
12 千 葉	2,399,607	36 徳島	622,562
13 東京	13,269,708	37 香 川 38 愛 媛	919,740
14 神 奈 川	4,226,793	38 愛媛 39 高知	1,206,586
15 新潟	1,938,095	39 高 知	590,069
16 富山	1,069,266	40 福 岡	4,460,578
17 石 川	1,121,303	41 佐賀 42 長崎	648,703
18 福井	726,694	42 長 崎	1,008,785
19 山 梨 20 長 野	609,899	43 熊 本 44 大 分	1,399,969
20 長 野	1,564,346		946,646
21 岐阜	1,862,760	45 宮 崎	861,360
22 静 岡	2,600,481	46 鹿 児 島	1,314,720
22 静 岡 23 愛 知 24 三 重	6,520,211	47 沖 縄	1,078,190
24 三 重	1,279,691	全 国 計	96,555,391

[・]平成29年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成31年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.995を乗じて算出。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成31年度見込み)

【支出】 (百万円)

(H/J) 1/
5,000,881
446,255
3,410,455
1,313,225
2,097,035
183
13
153,024
53,219
161
101,859
519,029
32,133
9,717,016

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,655,539
その他収入	
•貸付金返済収入	161
•雑収入	59,155
*日雇特例被保険者保険料収入	1,618
*雑収入等(国)	543
合 計	9,717,016

- ・*については、国の予算において計上されるもの。
- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は 第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率等

共通料	率(A + B - C)	4.82	%
	A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99	%
	B. 第3号都道府県単位保険料率	0.89	%
	C. 収入等の率	0.06	%
第1号	平均保険料率	5.18	%
計		10.00	%

・第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、 平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

〇 平成29年度の都道府県支部別の収支差

・ 平成31年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、 平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」(マイナス記号)を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道 988 25 滋賀 2 青森 339 26 京都 3 岩手 ▲106 27 大阪 4 宮城 ▲835 28 兵庫 5 秋田 189 29 奈良	▲0 ▲328 169 ▲642 ▲148 ▲242
3 岩手 ▲106 27 大阪 4 宮城 ▲835 28 兵庫 5 秋田 189 29 奈良	169 ▲642 ▲148 ▲242
3 岩手 ▲106 27 大阪 4 宮城 ▲835 28 兵庫 5 秋田 189 29 奈良	▲ 642 ▲ 148 ▲ 242
	▲ 148 ▲ 242
	▲ 242
6 山形 ▲278 30 和歌山	
	▲97
8 茨城 ▲167 32 島根	▲37
9 栃木 ▲134 33 岡山	41
9 栃木 ▲134 33 岡山 10 群馬 181 34 広島 11 埼玉 235 35 山口 12 千葉 278 36 徳島 13 東京 ▲669 37 香川	771
11 埼玉 235 35 山口 12 千葉 278 36 徳島 13 東京 ▲669 37 香川	▲ 145
12 千 葉 278 36 徳 島	▲ 43
13 東京 ▲669 37 香川	149
14 神 奈 川 248 38 愛 媛	560
15 新潟 ▲465 39 高知	37
16 富山 18 40 福岡	1,086
	▲182
18 福井 206 42 長崎	217
19 山 梨 189 43 熊 本	▲965
20 長 野 ▲409 44 大 分	108
21 岐阜 536 45 宮崎	▲186
22 静 岡 ▲338 46 鹿 児 島	▲ 15
23 愛知 ▲226 47 沖縄	51
24 三 重 ▲215 全 国 計	0

平成31年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位:%)

		医療給付費に	-m =h	(1.)	医療給付費に		保険料率	(単位:%) 保険料率
		ついての調整前の	調整		ついての調整後の	所要保険料率	(激変緩和措置後)	(激変緩和措置後)
		所要保険料率	年齢調整	所得調整	保険料率		(精算を除く)	(精算を含む)
		(a)			(a+b)	(a+b+4.82)	(c)	(c+α)
	全 国	5.18	_	_	5.18	10.00	10.00	10.00
1	北 海 道	6.17	▲ 0.26	▲ 0.34	5.57	10.39	10.33	10.31
2	青 森	6.13	▲ 0.17	▲ 0.90	5.07	9.89	9.90	9.87
3	岩 手	5.76	▲ 0.22	▲ 0.60	4.94	9.76	9.79	9.80
4	宮城	5.63	▲ 0.12	▲ 0.28	5.24	10.06	10.05	10.10
5	秋 田	6.73	▲ 0.47	▲ 0.89	5.38	10.20	10.17	10.14
6	山 形	5.84	▲ 0.19	▲ 0.48	5.17	10.00	10.00	10.03
7	福島	5.15	▲ 0.08	▲ 0.19	4.88	9.70	9.74	9.74
8	茨 城	4.88	0.02	0.08	4.98	9.80	9.83	9.84
9	栃木	5.11	▲ 0.02	▲ 0.02	5.07	9.89	9.91	9.92
10	群馬	5.11	▲ 0.04	▲ 0.07	5.00	9.82	9.85	9.84
11	埼 玉	4.75	0.00	0.19	4.95	9.77	9.80	9.79
12	千 葉	4.89	▲ 0.09	0.18	4.98	9.80	9.83	9.81
13	東京	4.28	0.05	0.72	5.06	9.88	9.89	9.90
14	神 奈 川	4.64	▲ 0.03	0.47	5.08	9.90	9.91	9.91
15	新 潟	5.15	▲ 0.12	▲ 0.32	4.72	9.54	9.60	9.63
16	富山	4.75	▲ 0.08	0.17	4.85	9.67	9.71	9.71
17	石 川	5.17	▲ 0.02	0.03	5.19	10.01	10.01	9.99
18	福井	5.21	▲ 0.09	▲ 0.05	5.08	9.90	9.91	9.88
19	山 梨	5.36	▲ 0.10	▲ 0.17	5.10	9.92	9.93	9.90
20	長 野	5.03	▲ 0.06	▲ 0.19	4.79	9.61	9.66	9.69
21	岐 阜	5.07	0.03	▲ 0.05	5.05	9.87	9.89	9.86
22	静岡	4.79	▲ 0.06	0.14	4.87	9.70	9.74	9.75
23	愛知	4.55	0.18	0.33	5.06	9.88	9.90	9.90
24	三 重 滋 賀	4.95	0.05	0.04	5.05	9.87	9.89	9.90
25	滋賀	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	9.85	9.87	9.87
26	京都	5.08	0.05	80.0	5.20	10.02	10.02	10.03
27	大 阪	5.11	0.14	0.16	5.40	10.22	10.19	10.19
28	兵 庫	5.27	0.04	0.00	5.32	10.14	10.12	10.14
29	奈 良	5.66	▲ 0.01	▲ 0.40	5.24	10.06	10.05	10.07
30	和 歌 山	5.80	0.03	▲ 0.52	5.32	10.14	10.12	10.15
31	鳥取	5.95	▲ 0.10	▲ 0.69	5.16	9.98	9.98	10.00
32	島根	6.17	▲ 0.24	▲ 0.60	5.32	10.15	10.13	10.13
33	岡山	5.54	0.07	▲ 0.17	5.44	10.26	10.22	10.22
34	広島	5.28	0.03	▲ 0.10	5.21	10.03	10.03	10.00
35	山口	5.72	▲ 0.18	▲ 0.13	5.41	10.23	10.20	10.21
36	徳島	6.00	▲ 0.08	▲ 0.40	5.52	10.34	10.29	10.30
37	香 川	5.87	▲ 0.04	▲ 0.27	5.56	10.38	10.33	10.31
38	愛媛	5.70	0.05	▲ 0.49	5.26	10.08	10.07	10.02
39	高 知	5.97	▲ 0.11	▲ 0.43	5.43	10.26	10.22	10.21
40	福岡	5.74	0.03	▲ 0.29	5.49	10.31	10.27	10.24
41	佐賀	6.92	▲ 0.14	▲ 0.76	6.02	10.84	10.73	10.75
42	長崎	6.35	▲ 0.13	▲ 0.73	5.49	10.31	10.26	10.24
43	熊本	5.97	▲ 0.02	▲ 0.65	5.31	10.13	10.11	10.18
44	大 分	6.21	▲ 0.14	▲ 0.63	5.44	10.26	10.22	10.21
45	宮崎	6.07	▲ 0.04	▲ 0.85	5.18	10.00	10.00	10.02
46	鹿児島	6.23	▲ 0.01	▲ 0.86	5.36	10.18	10.16	10.16
47	沖 縄	6.45	0.34	▲ 1.67	5.12	9.94	9.95	9.95

[・]所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.46%)、前期高齢者納付金等(3.53%)、保健事業費等(0.89%)、その他収入(▲0.06%)に係る合計の保険料率(4.82%)を加算したものである。

[・]保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6となるよう調整した上で、全国一律の保険料率(4.82%)を加算したものである。

[・]保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条 (略)

- 2 (略)
- 3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つこと ができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一~三 (略)

- 4.5 (略)
- 6 <u>協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、</u>あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の 支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。
- 8 <u>協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、</u>理事長は、その変更について<u>厚生労働大臣の認可を受けなけれ</u> ばならない。
- 9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10~13 (略)

- 14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が 管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控 除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保 険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。
- 15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。
- 16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。
- 17 協会は、第14項及び第15項の規定により<u>基本保険料率及び特定保険料率を定め、</u>又は前項の規定により<u>介護保険料率を</u> <u>定めたときは、</u>遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

激変緩和率による保険料率の調整

- ◎健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則(抄)
- 第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。
- ◎健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第63号)附則 (抄) 第4条 平成18年健保法等改正法附則第31条の政令で定める日は、平成32年3月31日とする。

定款変更に関する法律上の手続

- ◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)
 - 第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一~九 (略)
 - 十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項
 - 2 前項の<u>定款の変更</u>(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、<u>厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を</u> 生じない。
 - 3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る<u>定款の変更をしたときは、</u>遅滞なく、これを<u>厚生労働大臣に届け出なけれ</u> ばならない。
- 4 協会は、<u>定款の変更について第2項の認可を受けたとき、</u>又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたと きは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
- 第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二~六 (略)
- 2-3 (略)
- ◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)
 - 第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保 険料に関する事項、 ~(略)~ とする。

12

2. 特定保険料率及び基本保険料率関係

平成31年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。
 - ・特定保険料率 = 前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額 国庫補助額 ・特定保険料率 = 総報酬額の総額の見込額
 - 基本保険料率 = 都道府県単位保険料率 特定保険料率

現 行

9.63 ~ 10.61%

特定保険料率 基本保険料率

3. 61% 6. 02**~**7. 00%



平成31年3月賦課分~ (平成31年4月納付分~)

 $9.63 \sim 10.75\%$

3. 51% 6. 12~7. 24%

※任意継続被保険者にあっては、平成31年4月分~

3. 日雇特例被保険者保険料率関係

平成31年度の日雇特例被保険者の保険料額について

- 〇日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。 保険料額(日額)=標準賃金日額×(<u>平均保険料率</u>+介護保険料率)×(1+0.31) ※健康保険法第168条
- 〇平均保険料率は平成30年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、平成31年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。
- (1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.73%により算定)

	現	行			変	更後	
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額	標準賃金 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円	第18	級 450円	175円	275円
第2級	650円	250円	400円	第2	級 660円	255円	405円
第3級	860円	330円	530円	第3	級 870円	335円	535円
第4級	1,090円	415円	675円	第4	級 1,110円	425円	685円
第5級	1,320円	505円	815円	第5	級 1,330円	510円	820円
第6級	1,620円	620円	1,000円	第68	級 1,650円	630円	1,020円
第7級	2,000円	765円	1,235円	第7	級 2,030円	775円	1,255円
第8級	2,380円	910円	1,470円	第8	級 2,410円	920円	1,490円
第9級	2,760円	1,055円	1,705円	第9	級 2,800円	1,070円	1,730円
第10級	3,210円	1,225円	1,985円	第10	級 3,260円	1,245円	2,015円
第11級	3,740円	1,430円	2,310円	第11	級 3,790円	1,450円	2,340円

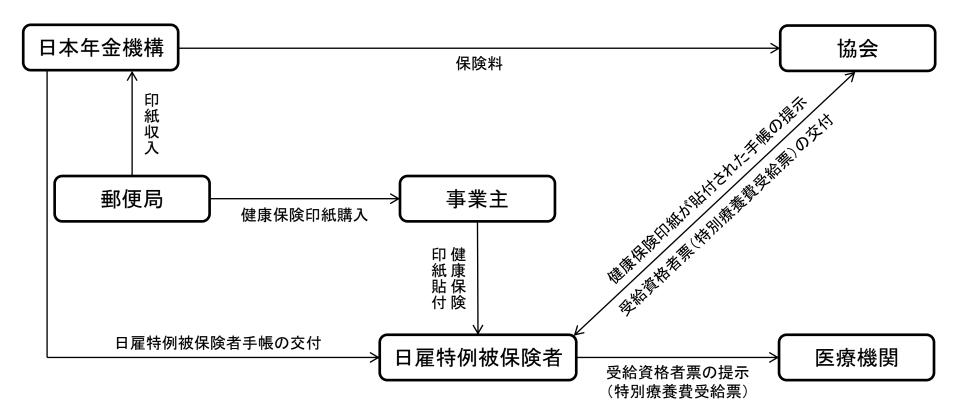
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%により算定)

現	行 から	変動	なし
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注)保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、O. 5:O. 81となっている。

≪日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて≫

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の 交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなって いる。(日雇特例被保険者は、平成30年9月現在、約1.1万人)



【参考】

2カ月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付)